

第196回

定時株主総会招集ご通知



daitobo

- 開催日時** 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
- 開催場所** 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号
中央区立日本橋公会堂4階ホール
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（商号変更および監査等委員会設置会社への移行）
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプションとして
の新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件
- 第7号議案 会計監査人の選任の件

目次

招集ご通知	2
招集ご通知提供書面	
事業報告	3
連結計算書類	26
計算書類	29
監査報告書	32
株主総会参考書類	38

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第196回定時株主総会招集ご通知をご高覧願うにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当社グループの第196期の業績は、繊維・アパレル事業の構造改革でスタートする厳しい滑り出しとなり中期経営計画の下方修正を余儀なくされたものの、構造改革により業績の下振れ要因が大幅に改善されたことおよび静岡県に所在する商業施設サントムーン柿田川の好調な業績に支えられ、第1四半期以降の毎四半期累計期間で最終黒字を計上し、期中に上方修正した業績予想をほぼクリアし最終黒字を確保することができました。

今後は、当社120周年の節目にあたり、新たにスタートする中期経営計画「Bridge to the Future～未来への架け橋～」に基づき、黒字幅の拡大に努めるとともに、当社グループの新たな成長ステージへの進化を実現してまいりたいと存じます。そのため、全社一丸となって経営諸施策に取り組み、企業価値の向上に努めて参る所存でございます。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 山内 一裕

証券コード 3202
平成28年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小舟町6番6号
大 東 紡 織 株 式 会 社
代表取締役社長 山 内 一 裕

第196回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第196回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださるか、または後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（58頁から59頁）をご参照のうえ、インターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号
中央区立日本橋公会堂4階ホール
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第196期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（商号変更および監査等委員会設置会社への移行） |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件 |
| 第7号議案 | 会計監査人の選任の件 |

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.daitobo.co.jp>）に掲載し、提供しております。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.daitobo.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行の金融緩和政策を背景に、企業収益の改善、雇用・所得環境の改善が進むなど緩やかな回復基調が続きましたものの、年明け以降は円高・株安の影響から消費者マインドが弱含むなど、景気の弱さも見られる展開となりました。また、欧州債務問題や中国を始めとする新興国経済の減速や資源価格の下落など海外動向に注意を要する状況が続きました。

繊維・アパレル業界におきましては、旺盛なインバウンド需要や高額商品の売上増加などもあり、消費増税で落ち込んだ前年の反動による回復傾向が見られましたが、年明け以降の消費者マインドの低下や天候不順の影響などから一部で伸び悩みも見られる展開となりました。

ショッピングセンター業界におきましては、家電量販店など大型小売店における訪日外国人向けの販売が好調で、消費増税で落ち込んだ前年に比較して回復基調で推移しましたが、暖冬による冬物衣料の売上不振や消費者マインドの低下の影響から年明け以降は伸び悩む展開となりました。

ヘルスケア業界におきましては、健康ブームの高まりから引き続き底堅い需要はあるものの、寝装品関係では夏場の猛暑や暖冬の影響から、やや低調に推移しました。

このような状況の中で、当社グループは、「中期経営計画 Beyond 120th～120周年を超えて未来へ～」に基づき、引き続き商業施設事業とヘルスケア事業につきましては成長戦略への取り組みを強化する一方、繊維・アパレル事業につきましては、中期経営計画を一部見直し構造改革諸施策に取り組みました。

具体的には、繊維・アパレル事業におきましては、紳士服販売子会社の解散や素材・デザイン提案型OEM事業からの撤退を始めとする構造改革諸施策を完遂し、当該事業に従事する人員の削減など販売管理費を大幅に減少させる一方、紳士服のさよならセールが当初想定より上振れするなど同事業セグメント損益の赤字脱却に目途をつけました。ただし、期末に一部取引先に対する貸倒引当金などを積み増したことにより損益が下振れました。

商業施設事業におきましては、テレビ・ラジオなど各種媒体を通じた広告宣伝活動に一段と注力するとともに、地域の子育て世代をメインターゲットとしたファミリー参加型イベントへの取り組みを強化しました。また、テナントの入れ替えや一部リニューアルも実施し、集客確保に努めた結果、総じて堅調に推移いたしました。ただし、大型のボーリング場テナントの一時休業やリニューアル工事期間の減収などによる損益面への影響がありました。

ヘルスケア事業におきましては、同事業への人員シフトを行い、健康素材であるEウールやバイオ麻などの当社独自商品の拡販に努めるとともに、抗菌・消臭効果を付加したEウールや小型の温熱電位治療器などの新商品開発にも取り組みました。ただし、人員シフトに伴う経費増や原材料費の高止まりなどが損益面に響く結果となりました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高はヘルスケア事業とユニフォーム部門の増収がありましたものの、繊維・アパレル事業の構造改革に伴う減収が響き、54億7百万円(前期比8.9%減)となりました。一方、人件費などの販売管理費削減効果もあり、営業利益は3億78百万円(前期は営業損失2億32百万円)、保有株式売却益の計上、シンジケートローン実行に伴う当初費用や借入金などの利息負担額を控除した経常利益は74百万円(前期は経常損失5億19百万円)となりました。さらに、紳士服販売子会社の一部事業譲渡による特別利益64百万円の計上もあり親会社株主に帰属する当期純利益は1億24百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失6億44百万円)と前期比増益の黒字決算となり、損益面では、第1四半期以降の毎四半期累計期間におきまして各段階で前期比増益の黒字を計上することができました。

誠に遺憾ではございますが、配当につきましては内部留保を高める観点から今年度につきましても見送りとさせていただきたく何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

セグメントの業績は次のとおりであります。

繊維・アパレル事業

衣料部門につきましては、紳士服販売事業と素材・デザイン提案型OEM事業からの撤退により、売上高は前期を大幅に下回りました。ユニフォーム部門につきましては、民需ユニフォームの大口受注などの効果により、売上高は前期を上回りました。営業損益につきましては、繊維・アパレル事業の構造改革に伴い販売管理費が前期を大幅に下回りセグメント営業損益の赤字脱却に目途を付けましたものの、期末に約50百万円の貸倒引当金などを積み増しました。

この結果、繊維・アパレル事業の売上高は22億37百万円(前期比18.0%減)、営業損失は49百万円(前期比6億61百万円改善)となりました。

商業施設事業

商業施設事業につきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」におきまして、各種広告宣伝活動や夏場および年末商戦でのイベントなど集客確保に努めた結果、食品部門や家電量販部門を中心に総じて堅調に推移し、営業利益率は前期比改善しましたものの、ボーリング場テナントの一時休業やリニューアル工事期間の減収が響き、売上高、営業損益とも前期を下回りました。

この結果、商業施設事業の売上高は23億24百万円(前期比3.1%減)、営業利益は8億83百万円(前期比1.0%減)となりました。

(注) 第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの名称を従来の「不動産事業」から「商業施設事業」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

ヘルスケア事業

健康ビジネス部門につきましては、前期に新規投入した高額のEウールキャメルシリーズの販売が低迷したものの、バイオ麻関連の春夏物寝具や家庭用温熱電位治療器が順調に売上を伸ばしたことから、売上高は前期を上回りました。

一般寝装品部門につきましては、業務用寝装品の受注が引続き順調であったことから、売上高は前期を上回りました。ただし、原材料費の高止まりや人員増強に伴う経費増を吸収できず、営業損益は前期を下回りました。

この結果、ヘルスケア事業の売上高は8億45百万円(前期比4.3%増)、営業損失10百万円(前期は営業利益35百万円)となりました。

事業別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高	前期比	構成比
繊維・アパレル事業	2,237百万円	△490百万円	41.4%
商業施設事業	2,324百万円	△74百万円	43.0%
ヘルスケア事業	845百万円	+34百万円	15.6%
合計	5,407百万円	△530百万円	100.0%

② 設備投資の状況

当期中に特記すべき設備投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当期中に特記すべき資金調達は行っておりません。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の動向につきましては、雇用・所得環境の改善が進むことで引き続き緩やかな回復基調を維持するものと思われます。ただし、資源安や為替水準が円高傾向となっていることや、政府・日銀の経済・金融政策の効果が出るまでにさらなる時間を要する見通しであることなど不透明要素が高まっていることに加え、中国を始めとする新興国経済や欧州経済の動向、米国大統領選の行方にも注意を要する状況であり、景気の下押しリスクに注意が必要な環境が続くと思われます。

当社グループは、平成22年3月期（第190期）において、紳士服販売子会社の不振が損益面に強く影響を与えたこと等により、連続して営業損失および当期純損失を計上するとともに、「サントムーン柿田川」の第2期開発および第3期開発資金や紳士服販売子会社の赤字運転資金などの負担から、有利子負債額が高水準となっておりました。当該状況の改善は進めておりますものの、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

この状況に対処すべく、当社グループは、平成23年3月期（第191期）から平成25年3月期（第193期）までの3年間にわたり「中期経営計画2010～KAIKAKU～」に基づく諸施策への取り組みを進め、計画の柱である「事業構造の改革」と「コスト構造の改革」をほぼ計画通りに達成しました。また、損益面では2期連続で親会社株主に帰属する当期純利益を確保するとともに、財務面では「有利子負債の圧縮」について計画を上回る水準での圧縮を行うなど、損益面・財務面での改善を行いました。

平成26年3月期（第194期）からは、「中期経営計画 Beyond 120th～120周年を超えて未来へ～」をスタートさせ、成長戦略への取り組みを中心に、当社グループの持続的発展の基盤作りに取り組んでまいりました。

かかる中、当期におきましては、急激な円安の進行と消費増税後の市況低迷の長期化を踏まえ、懸案の紳士服販売事業からの撤退などを柱とする繊維・アパレル事業の構造改革に取り組ましました。

具体的には、収益力増強のための「成長戦略」として、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」の増強に努めるとともに、当社独自技術を背景とした健康素材を活用したヘルスケア商品の拡販などヘルスケア事業の強化に取り組んでまいりました。

一方、繊維・アパレル事業におきましては、中期経営計画を一部見直し抜本的な構造改革を行うこととし、以下の諸施策に取り組み、当期中にその全項目を実行し、繊維・アパレル事業の構造改革を成し遂げることができました。

- ①紳士服販売子会社の解散および特別清算の実施
- ②素材・デザイン提案型OEM事業からの撤退
- ③繊維・アパレル事業に従事する人員の削減
- ④繊維・アパレル事業に係る販売管理費の削減
- ⑤繊維・アパレル事業における仕入構造の改革
- ⑥繊維・アパレル事業の人材戦略の見直し

この結果、当期におきましては、第1四半期以降の毎四半期累計期間におきまして黒字を確保することができました。さらに、当期の業績予想を期中に上方へ修正したうえで、修正後の業績予想を上回る営業利益を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益においては9期ぶりとなる水準の黒字を確保することができました。また、有利子負債の圧縮についても計画を上回る圧縮ができました。

今後につきましては、新たに平成29年3月期（第197期）から平成30年3月期（第198期）までの2年間の中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」をスタートさせます。

中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」では、経済動向の先行きが不透明なことを勘案し、2年間の短期集中型の計画とし、財務体質の強化に着手するとともに、プロパー事業の強固な基盤作りと利益の底上げを最優先課題に取り組み、株価向上も十分に意識して経営を進める所存であります。

具体的な課題は以下の通りです。

対処すべき課題の1点目は、商業施設事業におきまして、ライバルを凌駕するポジションを持続させ競争優位を固めることです。そのため、施設のアトラクティブネスを一段と高めることとし、強みであるファミリー層の誘致を強化することなどに取り組みます。

対処すべき課題の2点目は、ヘルスケア事業におきまして、健康長寿社会への貢献をテーマに取引先とのアライアンスを含めた協業を推進することです。このため、良質な睡眠をキーとしたトータルヘルスケアへの取組み、国内グループ工場活用によるJapanクオリティの訴求などにより、アライアンスを含めた取引先との共通プラットフォームやビジョンの共有に取り組みます。

対処すべき課題の3点目は、繊維・アパレル事業におきまして、構造改革後の事業再構築により成長軌道に乗る準備を進めることです。このため、祖業である毛織物関連の事業分野（官需ユニフォーム・ニットなど）を守るべき事業と位置付けて強化するとともに、エンドユーザーを意識した「売れる商品作り営業」への転換を進めます。

対処すべき課題の4点目は、財務面におきまして財務体質の強化を進めることです。このため、長期安定資金の調達を進めるとともに、各種財務目標を設定し会社として強い決意で推進してまいります。また、有利子負債につきましては、初年度にシンジケートローン実行に伴う当初費用等の負担に対応して一時的に増加するものの中長期的に余剰営業キャッシュフローにより圧縮を進めてまいります。

対処すべき課題の5点目は、コーポレートガバナンス・コードに沿った経営推進です。このため、株主の皆様を始めとするステークホルダーの立場を踏まえまして、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応を推進してまいります。

対処すべき課題の6点目は、人材戦略におきまして、HR（Human Resources）ミッションへの取り組みを進め、当社事業ひいては社会に貢献できる人材を育成することです。このため、若手や女性戦力の抜擢や経営人材の育成に取り組んでまいります。

以上により、当社グループは、120年間にわたり脈々と受け継がれた経営理念である「進取の精神」と世の為人の為に尽くす「自利利他の心」を柱に、グループ一丸となって、中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」を完遂し、企業価値の一層の向上に邁進する所存でございますので、株主の皆様には倍旧のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 193 期 (平成25年3月期)	第 194 期 (平成26年3月期)	第 195 期 (平成27年3月期)	第 196 期 (平成28年3月期) (当期)
売 上 高 (百万円)	8,179	7,548	5,937	5,407
営 業 利 益 (または営業損失△) (百万円)	373	377	△232	378
経 常 利 益 (または経常損失△) (百万円)	53	77	△519	74
親会社株主に帰属する当期純利益 (または親会社株主に帰属する当期純損失△) (百万円)	15	27	△644	124
1株当たり当期純利益 (または1株当たり当期純損失△) (円)	0.51	0.93	△21.52	4.17
総 資 産 (百万円)	22,054	20,778	20,405	18,996
純 資 産 (百万円)	4,790	4,429	4,150	4,300
1株当たり純資産額 (円)	144.57	147.98	138.65	143.66
有 利 子 負 債 額 (百万円)	9,723	9,324	9,250	9,135

(4) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事 業 内 容	主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス
織 維 ・ ア パ レ ル 事 業	アパレル製品 (衣料品、ユニフォーム) 等の製造・販売
商 業 施 設 事 業	不動産賃貸、商業施設の運営・管理
ハ ル ス ケ ア 事 業	寝装品等の製造・販売

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大東紡エステート株式会社	30百万円	100.0%	商業施設の運営・管理
株式会社ロッキンガムペンタ	10百万円	100.0%	衣料品販売
新潟大東紡株式会社	10百万円	100.0%	寝装品製造・販売
上海大東紡織貿易有限公司	45万米ドル	100.0%	衣料品販売

(注) 1. 株式会社ロッキンガムペンタは平成27年7月に解散を決議し、清算手続き中であります。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

区分	所在地
当社	東京都中央区
大東紡エステート株式会社	静岡県駿東郡清水町
株式会社ロッキンガムペンタ	東京都中央区
新潟大東紡株式会社	新潟県十日町市
上海大東紡織貿易有限公司	中国上海市

(注) 株式会社ロッキンガムペンタは平成27年7月に解散を決議し、清算手続き中であります。

(7) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
繊維・アパレル事業	19 (29) 名	△4 (△35) 名
商業施設事業	30 (0) 名	△1 (±0) 名
ヘルスケア事業	32 (4) 名	+5 (±0) 名
全社 (共通)	20 (2) 名	△1 (±0) 名
合計	101 (35) 名	△1 (△35) 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51 (5) 名	+5 (△4) 名	43.7歳	14.4年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	2,397百万円
株式会社みずほ銀行	1,585
株式会社静岡銀行	1,886
株式会社三菱東京UFJ銀行	715
株式会社三井住友銀行	450
株式会社清水銀行	314

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 96,000,000株
- ② 発行済株式の総数 30,000,000株
- ③ 株主数 4,547名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
三井住友信託銀行株式会社	1,478千株	4.93%
株式会社 S B I 証券	1,125	3.75
池 本 治	971	3.24
楽天証券株式会社	904	3.01
三井住友海上火災保険株式会社	610	2.03
株式会社 デベロッパース信	550	1.83
小 泉 芳 夫	499	1.66
肥 田 篤	422	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	352	1.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	348	1.16

（注）持株比率は自己株式（66,213株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	執行役員地位、担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長	山 内 一 裕	上海大東紡織貿易有限公司董事長 寧波杉京服飾有限公司董事長
※ 取締役副社長	野 村 利 泰	
取 締 役	三 枝 章 吾	執 行 役 員 内部統制担当 経営管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	青 木 寛 繁	執 行 役 員 アパレルファッション・ユニフォーム事業本 部長兼生産企画営業部長
取 締 役	菊 地 広 明	執 行 役 員 大東紡エステート株式会社取締役社長
取 締 役	澤 田 康 伸	ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役
常 勤 監 査 役	加久間 雄 二	
監 査 役	小 田 一 穂	
監 査 役	飯 沼 春 樹	飯沼総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. ※は代表取締役であります。
2. 平成27年6月25日付で山内一裕氏が取締役社長に就任いたしました。
3. 平成27年6月25日付で国広伸夫氏、市村明彦氏および小松 茂氏が取締役を退任いたしました。
4. 平成27年6月25日付で三枝章吾氏、青木寛繁氏、菊地広明氏および澤田康伸氏が取締役に就任いたしました。
5. 監査役加久間雄二氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、かつ、経理部門の長としての経験も豊富であることから、経理・財務に関する高い知見と見識を有するものであります。
6. 取締役澤田康伸氏は、社外取締役であります。なお、当社は澤田康伸氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 監査役小田一穂氏および監査役飯沼春樹氏は、社外監査役であります。なお、当社は飯沼春樹氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
8. 当年度中における取締役の異動状況は次のとおりであります。
- ・取締役社長山内一裕氏は平成27年6月25日付で取締役専務執行役員を退任し、取締役社長に就任いたしました。同日付で経営戦略担当および内部統制担当取締役の指定ならびに経営管理本部長兼人事部長委嘱を解かれ、また、同日付で上海大東紡織貿易有限公司董事長および寧波杉京服飾有限公司董事長に就任いたしました。
 - ・取締役副社長野村利泰氏は平成27年4月1日付でヘルスケア事業本部長委嘱を解かれ、同日付でヘルスケア事業・繊維・アパレル事業管掌を委嘱され、平成27年6月25日付で委嘱を解かれ、副社長に再任されました。
 - ・取締役三枝章吾氏は平成27年6月25日付で取締役執行役員に就任し、同日付で内部統制担当取締役に指定され、経営管理本部長兼経営企画部長を委嘱されました。
 - ・取締役青木寛繁氏は平成27年6月25日付で取締役執行役員に就任し、同日付でアパレルファッション・ユニフォーム事業本部長代行を委嘱され、平成28年3月1日付でアパレルファッション・ユニフォーム事業本部長を委嘱されました。
 - ・取締役菊地広明氏は平成27年5月28日付で大東紡エステート株式会社取締役社長に再任され、平成27年6月25日付で取締役執行役員に就任いたしました。

9. 平成28年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執 行 役 員	市 村 明 彦	ヘルスケア事業本部長
執 行 役 員	今 井 康 隆	商業施設事業本部長兼ソリューションサービス部長兼経営管理本部グループ統括部海外担当部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	金 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (1)	40百万円 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	14 (5)
合 計	12	54

- (注) 1. 当期末日における取締役は6名、監査役は3名であります。
 2. 取締役の報酬限度額は、昭和57年7月29日開催の第162回定時株主総会において月額6百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第173回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与16百万円を支給しております。

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (18回開催)		監査役会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 澤田康伸	18回	100%	—	—
監査役 小田一穂	18回	100%	13回	100%
監査役 飯沼春樹	18回	100%	13回	100%

- ・取締役会および監査役会における発言状況
社外取締役は、議案審議等につき、経営コンサルティング会社での豊富な実務経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行いました。
各社外監査役は、これまで培ってきた業務経験を生かして、取締役会では決議事項・報告事項全般について助言・提言を行いました。また、監査役会では監査の方法その他の職務の執行について意見の表明を行いました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で過去の監査時間・監査報酬等の推移、前事業年度の監査項目別監査時間の計画と実績および職務の遂行の状況を確認し、当事業年度の監査時間・報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案して、再任・不再任の決定を行う方針です。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社および子会社（以下 当社グループ）は、大東紡グループ行動規範およびコンプライアンス基本規程に基づき、健全な企業風土を育成・確立し健全な行動規範や職務権限等の整備・運用を推進するものとする。また必要に応じコンプライアンス研修会を実施することで社員への周知徹底を行う。

- ・重要な法務的課題およびコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士に相談し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。
- ・内部監査規程に基づき、ラインから独立した会社業務監視機関として内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者とし、当社グループ対象に内部監査を行い、当社グループ統制機能の強化を図るものとする。
- ・取締役は、当社グループ内において他の取締役や使用人の重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- ・使用人が当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われようとしていることを発見した場合に、所定の社内部署に通報する内部通報規程を制定しており、通報者は匿名も可とし、また、当該者に対し不利益な扱いを行わない、通報内容は秘守することなどを定め、活用を推進している。
- ・監査役は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社グループの情報管理については、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループの業務執行に係る個々のリスクの把握と管理については各部門長による自立的な管理を基本とするが、当社グループ事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を防止するために、「内部管理強化委員会」を設置し具体的な対策を講じる体制としている。
- ・大地震等発生時には、その損害を最小限に食い止めるため防災危機管理基本規程に基づき組織的かつ計画的に対応する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとする。取締役会には、監査役も必ず出席し、グループ会社の経営を含め、業務上の重要事項について議論を行い、その審議を経て執行を決定するものとする。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能を区分して業務執行の迅速性・効率性を高めるとともに、組織規程、業務分掌規程、権限規程および執行役員規程において、グループ各社を含めそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保している。

⑤ **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・関係会社の経営管理については、関係会社業務規程に従い、運営管理を行うものとし、定期的に個別の会議や報告会を開催する。また、内部監査を実施し、その結果を関係会社の取締役および当社の取締役に報告する。

⑥ **監査役を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ・監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の補助業務のため監査役の使用人を置くこととし、その人選については、取締役と監査役が意見交換を行うものとする。
また当該使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

⑦ **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、法令および社内規則に従い、直ちに監査役に報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができるものとする。

- ・ 監査役は、監査役監査基準および監査役会規程に基づき、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人にその説明を求めることが出来るものとする。
- ・ 監査役は、内部監査室と定期的開催される内部監査連絡会において情報交換を行う。
- ・ 取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる費用については、監査の実効性を担保するべく予算措置しなければならない。
- ・ 監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

・ 基本的な考え方

- ア. 当社は、反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、不当要求に対してはこれを拒絶するとともに、いかなる理由があろうとも資金提供は絶対行わない。反社会的勢力および団体による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- イ. 当社は、取引相手が反社会的勢力および団体またはその関係者であると判明した時点あるいはその疑いが生じた時点で、当該取引を即時中止する。

・ 整備状況

- ア. 総務担当部署を対応窓口とし、不当要求防止責任者を選任している。
- イ. 反社会的勢力および団体による不当要求への対応マニュアルを作成している。
- ウ. 行動規範、就業規則およびコンプライアンス基本規程に、反社会的勢力および団体排除に向けた基本的考え方を追加している。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社グループは、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、内部監査規程に基づき財務報告に係る内部統制監査を定期的に行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適正な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ①当社は、「情報セキュリティ研修会」を開催し、コンプライアンス研修の一環として社員への周知・教育を実施しました。
また、コンプライアンスに係る事象に関しては、必ず顧問弁護士に相談し、または専門家を起用することでコンプライアンスの確保に努めました。
- ②リスク管理に関しては、毎月「内部管理強化委員会」を開催し、その管理および低減に努め、BCP関連規程の見直しを行い、災害危機管理の対応に注力しました。
- ③当社取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、監査役3名も出席したうえで昨年は18回開催し、取締役の職務執行を監督しました。
また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限および責任の範囲で、職務を執行しました。
- ④子会社については、「関係会社業務規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、毎月当社において業務報告会を開催することで、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めました。
- ⑤内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、当社グループも対象とした監査を実施しその結果および改善状況を当社取締役および監査役に報告を行いました。
- ⑥監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、毎月定時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取り纏めを行いました。
さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室とは毎月「内部監査連絡会」を開催、会計監査人とも定期的に会合を持つことで情報交換を行い、連携を図り、取締役および使用人の職務の執行状況を監査しました。
常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、内部管理強化委員会等重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社は、公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株券等に対する大量買付行為（下記③. イで定義される。以下同じである。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社としては、このような当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えております。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社取締役会は、下記の取組みは、下記ア記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであることから、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

ア. 当社の企業価値の源泉について

当社は、日本で最初の毛織会社として、三井家始め東京の財界有力者による出資を得て明治29年（1896年）2月に設立されました。爾来、明治から昭和初期にかけて日本経済成長の牽引車となった繊維業界の主要企業の一つとして、経済・社会の発展に永年に渡り貢献してまいりました。毛織物の一貫生産体制を早くに確立したことから、官需・民需ユニフォーム事業にも強みを発揮し、警察・消防ほか諸官庁向け制服や前回の東京オリンピック関連ユニフォームなど数々の実績を挙げました。また、昭和40年代には、紳士スーツの量産体制を整え、米国有力ブランドとも提携するなど、アパレル業界の発展にも広く関わってまいりました。さらに、平成に入り、中国の有力企業集団である杉杉集団と合併で紳士スーツ製造工場を設立するなど中国での繊維事業に進出し、また、平成20年にはニット事業に強みを有した株式会社コスモエイの提案型OEM事業を譲り受け、新たにニット企画営業にも乗り出しました。特に、今後の繊維アパレル

事業を支えていくことを期待している事業である「ユニフォーム事業」「生産管理型OEM事業」「ニット企画営業」は、こうした歴史の中で育ててきた事業群であります。なお、その後の国内繊維産業の低迷を背景に、平成14年に当社最大の国内紡績工場であった鈴鹿工場を閉鎖するなど、必要に応じて、リストラ策についても断行してまいりました。

一方、国内繊維産業の低迷が長引く中、静岡県駿東郡において当社の三島工場跡地を利用した地域密着型の大型商業施設「サントムーン柿田川」の開発に乗り出し、現在では、商業施設事業を当社の収益の源泉たる主力事業となるまでに育成してきています。また、昭和55年に鈴鹿工場内で寝具製造事業をスタートさせ、平成2年から平成3年にかけて寝装品販売子会社設立、新潟県十日町市に寝装品製造子会社設立など新しい事業展開に取り組み、製版一体事業として長年にわたり取り組んでまいりました。その後、平成26年には、高齢化社会の到来を睨み、寝装事業をさらに発展させ、今後の成長が期待できる「健康素材・健康医療機器・健康食品」の3分野を中心としたヘルスケア事業本部を新設しております。

当社は、平成28年4月からスタートさせる中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」に基づく経営戦略を進めることとしており、約120年の歴史に裏打ちされた実績および将来に向けた新たな視点に基づき、長期持続的かつ安定的な成長を目指していく所存であります。

新たな中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」では、財務体質の強化に着手するとともに、プロパー事業の強固な基盤作りと利益の底上げを最優先課題に取り組み、株価向上も十分に意識して経営を進めてまいります。

商業施設事業におきましては、ライバルを凌駕するポジションを持続させ競争優位を固めることを基本戦略といたします。ヘルスケア事業におきましては、健康長寿社会への貢献をテーマに取引先とのアライアンスを含めた協業を推進することを基本戦略といたします。また、繊維・アパレル事業におきましては、構造改革後の事業再構築により成長軌道に乗る準備を進めることを基本戦略といたします。

当社グループは、120年間にわたり脈々と受け継がれた経営理念である「進取の精神」と世の為人の為に尽くす「自利利他の心」を柱に、グループ一丸となって、中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」を完遂し、企業価値の一層の向上に邁進する所存でございます。

こうした歴史と実績をもとに、長年にわたり信頼関係を構築したお取引様各位と経験豊かで専門的技量を有する当社グループ社員一同が一丸となって当社の事業を育てい

くことが当社の企業価値の源泉であり、これら企業価値の源泉を理解し運営することにより、会社の利益ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことが可能になると考えております。

イ. コーポレート・ガバナンスの状況について

当社は、企業価値重視の経営という考え方に立ち、企業のコーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとしてとらえ、激変する経営環境に対応すべく、経営の透明性・健全性・遵法性を確保するとともに、各ステークホルダーへのアカウンタビリティを重視し迅速かつ適切な情報開示に努め、経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることを基本的な方針とし、以下の企業統治の体制を整備しております。

取締役会は、経営の意思決定および取締役の職務執行を監督する機関として位置付けており、取締役6名で構成しております。取締役会には監査役も出席し、毎月1回定例開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務上の重要事項の決議、報告を迅速かつ適正に行っております。また、取締役全員で構成する経営会議を原則月1回開催し、経営方針に関する重要な案件について議論を行うとともに、部長以上の役職者で構成する部長会を原則月1回開催し、重要な業務に関する事項の審議の充実を図っております。グループ会社については個別の会議や報告会を開催しております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役3名で構成しております。監査役は取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査計画に基づく監査を行うことなどにより、取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室・会計監査人とも随時協議・検討の機会を持ち緊密な連携を保っております。

内部監査室は、内部監査計画に基づく監査を行い、定期的に社長並びに監査役会に報告しております。監査役は取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査計画に基づく監査を行うことなどにより、取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室と監査役会は、相互に随時協議・検討の機会を持ち緊密な連携を保つとともに、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとも通常の会計監査に加え、重要な会計的課題についても随時協議・検討の機会を持っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

ア. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

当社は、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（下記イで定義される。以下同じ。）および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社取締役会は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えているので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方にたち、平成27年5月19日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という。）の導入を決定し、平成27年6月25日開催の当社第195回定時株主総会にて、本プランの導入は株主の皆様により承認、可決されました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

イ. 本プランの対象となる行為

本プランの対象となる行為は、概ね、当社の株券等の20%以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」という。）であり、本プランは大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大量買付者」という。）に対し、事前に株主の皆様及び当社取締役会による当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、かつ、株主の皆様及び当社取締役会による大量買付行為についての情報の収集及び検討のために必要な一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として、株主の皆様に対して代替案を提示するなどの対応を行うための手続きを定めております。

ウ. 対抗措置の概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続きに従うことを要請するとともに、かかる手続きに従わない場合や、かかる手続きに従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものであります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」という。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

エ. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しています。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

オ. 情報開示

当社は、本プランに基づく手続きを進めるに当たって、大量買付行為があった事実、大量買付者から大量買付行為の内容の検討に必要な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動・不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

④本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

- ア. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- イ. 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること
- ウ. 株主意思を重視するものであること
- エ. 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- オ. 合理的な客観的要件を設定していること
- カ. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること
- キ. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

(注) 本事業報告の記載数字は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。
なお、持株比率のみは表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,856,216	流動負債	4,561,660
現金及び預金	777,476	支払手形及び買掛金	401,870
受取手形及び売掛金	512,836	短期借入金	3,168,584
たな卸資産	424,094	1年内償還予定の社債	169,000
その他	141,807	未払法人税等	7,002
		賞与引当金	31,677
		その他	783,526
固定資産	17,140,028	固定負債	10,134,269
有形固定資産	16,060,922	社債	696,500
建物及び構築物	6,488,744	長期借入金	4,495,106
土地	9,343,758	リース債務	178,542
リース資産	192,997	預り保証金	2,226,166
その他	35,422	繰延税金負債	3,194
		再評価に係る繰延税金負債	2,212,849
無形固定資産	12,995	退職給付に係る負債	248,096
投資その他の資産	1,066,110	資産除去債務	44,132
投資有価証券	265,809	その他	29,681
関係会社出資金	567,601	負債合計	14,695,929
破産更生債権等	101,243	(純資産の部)	
その他	228,038	株主資本	△815,826
貸倒引当金	△96,583	資本金	1,500,000
資産合計	18,996,244	資本剰余金	503,375
		利益剰余金	△2,812,168
		自己株式	△7,033
		その他の包括利益累計額	5,116,141
		その他有価証券評価差額金	△23,462
		繰延ヘッジ損益	△484
		土地再評価差額金	4,990,956
		為替換算調整勘定	149,131
		純資産合計	4,300,315
		負債純資産合計	18,996,244

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,407,011
売上原価		4,100,505
売上総利益		1,306,506
販売費及び一般管理費		927,705
営業利益		378,801
営業外収益		
受取利息	201	
受取配当金	7,790	
持分法による投資利益	4,572	
その他	72,254	84,818
営業外費用		
支払利息	249,542	
その他	139,280	388,822
経常利益		74,797
特別利益		
事業譲渡益	64,814	64,814
税金等調整前当期純利益		139,612
法人税、住民税及び事業税	15,393	
法人税等調整額	△613	14,780
当期純利益		124,831
親会社株主に帰属する当期純利益		124,831

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,500,000	503,375	△2,937,000	△7,012	△940,636
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			124,831		124,831
自己株式の取得				△21	△21
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	124,831	△21	124,810
当 期 末 残 高	1,500,000	503,375	△2,812,168	△7,033	△815,826

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	41,034	△648	4,869,546	181,176	5,091,108	4,150,472
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						124,831
自己株式の取得						△21
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△64,497	163	121,410	△32,044	25,032	25,032
当期変動額合計	△64,497	163	121,410	△32,044	25,032	149,842
当 期 末 残 高	△23,462	△484	4,990,956	149,131	5,116,141	4,300,315

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,265,970	流動負債	4,141,116
現金及び預金	266,674	支払手形	152,917
受取手形	104,341	買掛金	253,152
売掛金	374,273	短期借入金	3,168,584
たな卸資産	413,515	1年内償還予定の社債	169,000
その他	107,165	未払法人税等	3,379
		賞与引当金	23,490
固定資産	17,258,121	その他	370,592
有形固定資産	16,270,492	固定負債	10,132,085
建物及び構築物	6,491,478	社債	696,500
土地	9,553,528	長期借入金	4,495,106
リース資産	196,050	リース負債	178,542
その他	29,435	預り保証金	2,247,503
無形固定資産	12,594	繰延税金負債	3,194
投資その他の資産	975,034	再評価に係る繰延税金負債	2,212,849
投資有価証券	228,257	退職給付引当金	231,837
関係会社株式・出資金	503,643	資産除去債務	36,870
長期貸付金	204,107	その他	29,681
破産更生債権等	101,243	負債合計	14,273,201
その他	223,864	(純資産の部)	
貸倒引当金	△286,083	株主資本	△716,119
資産合計	18,524,091	資本本金	1,500,000
		資本剰余金	503,375
		資本準備金	503,270
		その他資本剰余金	104
		利益剰余金	△2,712,462
		利益準備金	375,000
		その他利益剰余金	△3,087,462
		繰越利益剰余金	△3,087,462
		自己株式	△7,033
		評価・換算差額等	4,967,009
		その他有価証券評価差額金	△23,462
		繰延ヘッジ損益	△484
		土地再評価差額金	4,990,956
		純資産合計	4,250,889
		負債純資産合計	18,524,091

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,265,457
売上原価	3,081,881
売上総利益	1,183,575
販売費及び一般管理費	806,493
営業利益	377,082
営業外収益	
受取利息	5,903
受取配当金	7,737
その他	18,120
営業外費用	
支払利息	248,849
その他	121,462
経常利益	38,532
特別利益	
貸倒引当金戻入額	204,067
税引前当期純利益	242,600
法人税、住民税及び事業税	4,772
法人税等調整額	△610
当期純利益	238,438

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	1,500,000	503,270	104	503,375	375,000	△3,325,900	△2,950,900	△7,012	△954,537	
当 期 変 動 額										
当 期 純 利 益						238,438	238,438		238,438	
自己株式の取得								△21	△21	
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	238,438	238,438	△21	238,417	
当 期 末 残 高	1,500,000	503,270	104	503,375	375,000	△3,087,462	△2,712,462	△7,033	△716,119	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	26,078	△648	4,869,546	4,894,976	3,940,439
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					238,438
自己株式の取得					△21
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△49,541	163	121,410	72,032	72,032
当期変動額合計	△49,541	163	121,410	72,032	310,450
当 期 末 残 高	△23,462	△484	4,990,956	4,967,009	4,250,889

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

大東紡織株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由水雅人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島達弥	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東紡織株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東紡織株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

大東紡織株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由水雅人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島達弥	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東紡織株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第196期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第196期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財産および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

大東紡織株式会社 監査役会

常勤監査役 加久間 雄 二 ㊟

監査役 小 田 一 穂 ㊟

監査役 飯 沼 春 樹 ㊟

(注) 監査役小田一穂および飯沼春樹は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（商号変更および監査等委員会設置会社への移行）

1. 提案の理由

(1) 商号変更について

当社創立120周年を節目といたしまして、非繊維関連事業が過半となっている現在の事業実態を踏まえてカタカナ表記にすることとし、名称といたしましては長年当社の呼称として定着している「ダイトウボウ」を新商号にしたいと存じます。このため、商号の変更および所要の定款変更を行うものであります。

なお、この定款変更は、平成28年9月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を規定する経過措置を附則に設け、効力発生後、この経過措置を削除するものいたします。

(2) 監査等委員会設置会社への移行について

①平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能になりました。当社といたしましては、透明かつ機動的な会社運営の下、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を目的に、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

②改正会社法により、責任限定契約の締結をすることができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第29条第2項の変更を行うものであります。なお、本件定款変更については、各監査役の同意を得ております。

③当社は、既に会計監査人を置いておりますが、改正会社法が監査等委員会設置会社に会計監査人の設置を義務付けていることに照らし、会計監査人との関係を明確にするため、新たに会計監査人に関する規定を追加するものです。

④上記の他、条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、その他の所要の変更を行うものであります。

なお、この定款変更は、本総会の終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は大東紡織株式会社と称する。 但し、英文では <u>Daito Woolen Spinning & Weaving Company, Limited</u> と表示する。	第 1 条 当社は <u>ダイトウボウ株式会社</u> と称する。但し、英文では <u>Daitobo Co., Ltd.</u> と表示する。
第 2 条～第 3 条 (条文省略)	第 2 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(削除)
(3) 監査役会	(2) 監査等委員会
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条～第 19 条 (条文省略)	第 5 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第 20 条 当社の取締役は、11 名以内とする。	第 20 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は、11 名以内とする。
(新 設)	2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>監査等委員以外の取締役については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 増員または補欠として選任された監査等委員ではない取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く) の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く) の中から</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査等委員である取締役に<u>対して</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27～第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条（現行どおり）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の権限)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のため必要な権限を行使する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(常勤監査等委員)</u> <u>第33条 監査等委員はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新 設)	<p>第6章 <u>会計監査人</u> <u>(会計監査人の選任)</u></p>
(新 設)	<p><u>第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第38条 ~第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第36条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬)</u></p> <p>第37条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第38条 ~第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 当社は、第196回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>2 第196回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項（監査役の責任免除）の定めるところによる。</u></p> <p>(商号変更の時期)</p> <p><u>3 第1条は、平成28年9月1日に効力を発生し、その効力発生日をもって本条は削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

当社は、第1号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役6名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 やまのうち かずひろ 山内 一裕 (昭和32年1月5日生)	昭和54年4月 三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 平成14年2月 中央三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）人事企画部長 平成16年1月 同社大阪支店営業第二部長 平成19年1月 同社新宿西口支店長 平成21年6月 当社取締役経営企画部長 平成22年8月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長 平成24年6月 当社専務取締役経営管理本部長兼不動産本部副本部長 内部統制担当 平成25年7月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長兼人事部長 経営戦略・内部統制担当 平成27年6月 当社代表取締役社長（現任） 上海大東紡織貿易有限公司董事長（現任） 寧波杉京服飾有限公司董事長（現任） （現在に至る）	35,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	 <p>のむらとしやす 野村利泰 (昭和27年2月27日生)</p>	<p>昭和49年3月 当社入社 平成14年4月 当社機能繊維事業部長 平成16年4月 当社繊維事業本部副本部長 平成17年5月 新潟大東紡株式会社取締役社長 平成19年5月 大東紡寝装株式会社取締役社長 平成23年10月 当社営業本部機能繊維営業部長 平成24年6月 当社取締役営業本部機能繊維営業部長 平成25年6月 当社取締役副社長 平成26年2月 当社取締役副社長 ヘルスケア事業本部長 平成26年6月 当社代表取締役副社長 ヘルスケア事業本部長 平成27年4月 当社代表取締役副社長 ヘルスケア事業・繊維・アパレル事業管掌 平成27年6月 当社代表取締役副社長（現任） （現在に至る）</p>	28,000株
3	 <p>のみえだしょうご 三枝章吾 (昭和44年2月12日生)</p>	<p>平成2年4月 当社入社 平成22年9月 当社管理部経理グループ長 平成24年6月 当社経営管理本部経営企画部長 平成27年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼 経営企画部長 内部統制担当（現任） （現在に至る）</p>	4,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	 <p data-bbox="264 506 511 582"> さわだのぶ 澤田 康 伸 (昭和28年1月9日生) </p>	<p>昭和51年4月 労働省（現厚生労働省）入省</p> <p>平成元年1月 A.T.Kearney, Inc.（現A.T.カーニー株式会社）入社 東京事務所配属</p> <p>平成9年10月 同社ディレクター・オブ・プラクティスマネジメント</p> <p>平成14年4月 エンタープライズ・アイ・ジー・ジャパン株式会社（現Brand Union/WPPグループ）エグゼクティブ・ディレクター</p> <p>平成15年7月 ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役（現任）</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役（現任） （現在に至る）</p>	0株

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 澤田康伸氏と当社は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由は次のとおりであります。
- (1)候補者番号1 山内一裕氏は、現当社社長であり、豊富な金融経験と長年の当社経営企画畑経験を活かしてリーダーとしての手腕を十分発揮しており、引き続き、当社経営者として相応しいと判断したためであります。
- (2)候補者番号2 野村利泰氏は、現当社副社長であり、当社のヘルスケア事業や繊維・アパレル事業の業務経験が豊富で知見も深く、また社内外の人脈も広く、引き続き当社経営者として相応しいと判断したためであります。
- (3)候補者番号3 三枝章吾氏は、現取締役であり、経営管理本部長として当社経営の中枢を担っている人材であり、経理関係の深い専門知識と経営管理面の豊富な経験に加え、当社業務全般に通じていることから、引き続き当社経営者として相応しいと判断したためであります。
- (4)候補者番号4 澤田康伸氏は、旧労働省入省、以後大手コンサルティング会社経験が豊富で、現在はコンサルティング会社代表を務めており、その幅広い知見と高い見識を活かし、当社経営に関しても様々な視点からチェックやアドバイスが期待できるなど、申し分ない人材であると判断したためであります。なお、同氏は社外取締役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、澤田康伸氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠（昭和57年7月29日開催の第162回定時株主総会において月額6百万円以内でご承認）を廃止し、その年間総額に変更はございませんが、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠として、現行の月額方式に代えて年額72百万円以内（うち社外取締役の報酬枠10百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

上記は取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬枠であります。第1号議案および第2号議案が承認可決されれば、その対象として選任される員数は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。



第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 <p>か く ま さ ゆ う じ 加久間 雄 二 (昭和23年7月8日生)</p>	<p>昭和42年4月 当社入社 平成18年7月 当社経理部長 平成19年6月 当社取締役経理部長 平成20年6月 当社取締役管理部長 平成22年8月 当社取締役経営管理本部管理部長 平成24年6月 当社常勤監査役(現任) (現在に至る)</p>	67,000株
2	 <p>い い ぬ ま は る き 飯 沼 春 樹 (昭和23年4月19日生)</p>	<p>昭和51年4月 弁護士登録 昭和53年4月 飯沼総合法律事務所開設(現職) 平成12年4月 税理士登録 平成23年6月 当社社外監査役(現任) (現在に至る)</p>	0株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	 <p>かがみ たかし 鏡 高 志 (昭和51年12月19日生)</p>	<p>平成13年9月 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成17年7月 公認会計士登録 平成18年8月 税理士法人高野総合会計事務所入所 高野総合コンサルティング株式会社(兼務) 平成25年11月 税理士登録 税理士法人高野総合会計事務所、高野総合コンサルティング株式会社パートナー(現任) (現在に至る)</p>	0株
4	 <p>おくむら しゅういち 奥村 秀 策 (昭和27年6月16日生)</p>	<p>昭和52年4月 住友海上火災保険株式会社(現 三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成15年4月 三井住友海上火災保険株式会社介護・サービス室長 平成18年4月 アメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社代表取締役社長 平成20年4月 三井住友海上火災保険株式会社リスク管理部部長 平成22年10月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社リスク管理部部長 平成25年4月 同社リスク管理部嘱託 平成28年3月 同社退職 (現在に至る)</p>	0株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 飯沼春樹氏と当社は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
3. 鏡高志氏および奥村秀策氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第29条第2項により、賠償責任限度額を会社法第425条第1項の最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 飯沼春樹氏、鏡高志氏および奥村秀策氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は上記3氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 監査等委員である取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

- (1)加久間雄二氏は、現常勤監査役であり、当社経理部門を長く統括しており、専門知識が十分であることに加え、長年にわたる当社の取締役および監査役としての豊富な経験と高い見識を有しており、監査等委員に相応しいと判断したためです。
なお、加久間雄二氏は、現在、当社の常勤監査役であります。常勤監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。
- (2)飯沼春樹氏は、長年の弁護士としての経験を通じて、法務面での専門的な知識と経営に関する高い見識を有しており、当社経営に関しても様々な視点からのチェックやアドバイスが期待できるなど、監査等委員として申し分ないと判断したためです。
なお、飯沼春樹氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって5年となります。
- (3)鏡高志氏は、大手監査法人勤務を経て現在は税務・経営コンサルティングを中心にパートナーとして活躍している人材であり、会計・税務に関する高い専門知識と十分な知見を有しており、監査等委員としての責務を高いレベルで適切に遂行いただけると判断したためです。
- (4)奥村秀策氏は、国内大手損害保険会社で介護関連事業や米国企業日本法人での経営者としての経験に加え、大企業での内部統制に関する豊富な実務経験を有しており、監査等委員としての責務を高いレベルで適切に遂行いただけると判断したためです。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の監査役の報酬枠（平成5年6月29日開催の第173回定時株主総会において月額3百万円以内でご承認）を廃止し、その年間総額に変更はございませんが、新たに監査等委員である取締役の報酬枠として、現行の月額方式に代えて年額36百万円以内と定めることとさせていただきたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

上記は監査等委員である取締役に対する報酬枠であります。第1号議案および第4号議案の効力が生じると、その対象として選任される員数は4名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額については、昭和57年7月29日開催の当社第162回定時株主総会において、月額6百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）としてご承認をいただいております。

当社は、第1号議案が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することとなるため、第3号議案において、上記の現在の取締役に対する報酬等の額の定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額について、年額72百万円以内（うち社外取締役の報酬枠10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない）とする旨ご承認をお願いしております。

上記報酬等の範囲内で、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案による定款変更の効力発生および第2号議案の承認可決を条件として、効力を生じるものとしたします。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であります。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

第2号議案のご承認が得られますと、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）は3名となります。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容および数の上限

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場

合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数200個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から3年を経過する日から5年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、取締役会決議による承認を条件に上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対して割り当てる予定であります。

第7号議案 会計監査人の選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツが本総会終結の時をもって任期満了となることに伴い、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	東陽監査法人	
所 在 地	東京都千代田区神田美土代町7番地	
沿 革	昭和46年1月 昭和56年11月 平成17年1月 平成18年10月 平成23年1月	監査法人日東監査事務所を設立 虎ノ門共同事務所との統合を機に、東陽監査法人に名称を変更。大阪事務所、名古屋事務所を設置 監査法人西村会計事務所と合併 東都監査法人と合併 BDO Internationalとメンバーファーム契約を締結 三優監査法人と合併でBDOJapan株式会社を設立
概 要	出 資 金 人 員 構 成	391百万円 (平成28年3月末現在) (平成28年3月末現在) パートナー 代表社員 65名 社 員 22名 公認会計士 236名 新試験合格者・会計士補 33名 その他の専門職員 12名 事務職員 21名 合 計 389名

(注) 監査役会が東陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の規模、品質管理体制、独立性および専門性に加え、国際的な会計事務所のネットワークであるBDO Internationalのメンバーファームの一員であることなどを総合的に勘案し、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に一番最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

イ. PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

(4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

以 上





株主総会会場ご案内図

会場

中央区立日本橋公会堂 4階ホール
東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号

日時

平成28年6月24日（金曜日）午前10時



交通

- | | | | |
|-----|--------|---------|-------------|
| 地下鉄 | ● 半蔵門線 | 「水天宮前」駅 | 6番出口から徒歩2分 |
| | ● 日比谷線 | 「人形町」駅 | A2出口から徒歩5分 |
| | ● 東西線 | 「茅場町」駅 | 4a出口から徒歩10分 |
| | ● 浅草線 | 「人形町」駅 | A3出口から徒歩7分 |

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

大東紡織株式会社

